付　議　第　４　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和６年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成４年教育委員会規則第１号）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（５）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

受付
教育政策課
6.11.26
高知県教育委員会

6高財政第374号
令和6年11月26日

高知県教育長　様

高知県知事

令和6年12月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和6年12月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

1　高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
2　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
3　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
4　高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
5　令和6年度高知県一般会計補正予算（所管分）

別紙

第　　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように定める。

令和６年12月　日提出

高知県知事　濵田　省司

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（高知県情報公開条例等の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（１）　高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）第24条

（２）　高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号）第10条

（３）　高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年高知県条例第34号）附則第６項から第８項まで

（４）　高知県税条例（昭和33年高知県条例第１号）第109条第１項

（５）　高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）第31条第１項及び第２項

（６）　高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第７号）第12条第１項及び第13条

（７）　高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第５号）第47条及び第48条

（８）　高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）第37条及び第38条

（９）　高知県うみがめ保護条例（平成16年高知県条例第１号）第28条及び第29条

（10）　高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第43条及び第44条

（11）　高知県公害防止条例（昭和45年高知県条例第26号）第28条

（12）　高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成21年高知県条例第10号）第33条

（13）　高知県土地基本条例（平成13年高知県条例第53号）第42条

（14）　高知県屋外広告物条例（平成８年高知県条例第５号）第55条

（15）　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号）第19条

（16）　高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年高知県条例第25号）第13条、第14条第２項及び第15条第２項

(17)　高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成８年高知県条例第41号）第13条

(18)　高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第27条

(19)　高知県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成５年高知県条例第22号）第10条第１項

（高知県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第２条　高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第１号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項第１号ア中「第６条第１項第１号、第３号、第５号、第６号ア若しくはウ又は第７号」を「第６条第１項第１号、第４号、第６号、第７号ア若しくはウ又は第８号」に改める。

第22条第２項中「第６条第１項第３号ただし書」を「第６条第１項第４号ただし書」に改める。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部改正）

第３条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（１）　職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第21条の２第３号及び第４号並びに第21条の３第１項第１号及び第３項第１号

（２）　職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第13条第１項第１号及び第５項第２号、第14条の見出し及び同条第１項第１号、第15条第１項第１号並びに第17条第４項

（３）　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）第16条第３項第１号

（４）　公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第22条の２第３号及び第４号並びに第22条の３第１項第１号及び第３項第１号

（５）　警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第21条の２第３号及び第４号並びに第21条の３第１項第１号及び第３項第１号

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第４条　職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に、「ものに」を「者に」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第２項中「規定により、」を「規定に基づき」に、「、その刑」を「その刑」に改める。

（職員の退隠料等に関する条例の一部改正）

第５条　職員の退隠料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第２号中「無期」を「無期拘禁刑」に、「懲役若しくは禁この刑」を「有期拘禁刑」に改め、同条第２項中「に因って禁こ」を「によって拘禁刑」に改め、同項ただし書中「その再在職に因って」を「当該再在職によって」に改める。

第39条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第60条第１項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第２項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第６条　高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第２号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（高知県砂防指定地管理条例の一部改正）

第７条　高知県砂防指定地管理条例（平成14年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（押売等防止条例の一部改正）

第８条　押売等防止条例（昭和32年高知県条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県押売等防止条例

第２条第２項中「条例で」を「条例において」に、「、修理若しくは役務の提供、広告の募集又は物ごい、寄付」を「若しくは修理、役務の提供又は広告若しくは寄附」に、「当り」を「当たり」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第１号中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第２号中「すわりこむ」を「座り込む」に改め、同項第３号中「対し、」を「対して」に改め、同項第４号中「ないのに」を「ないにもかかわらず、」に、「又は役務の提供、」を「、役務の提供又は」に改め、同項第７号中「前各号」を「前各号に掲げるもの」に、「けんお」を「嫌悪」に改める。

第３条中「他の法令に」を「法令に特別の」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。附則第５項において「刑法等一部改正法」とい

う。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（２年以下の有期懲役に限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（２年以下の有期禁錮に限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

５　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例（次項において「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。同項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）、公立学校職員の給与に関する条例第22条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）並びに警察職員の給与に関する条例第21条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第１項及び第５項、第14条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第17条第４項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則等への委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第１項に規定する規則、同法第138条の４第２項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。

参考資料１

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案説明

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮の刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について規定の整理等をしようとするものである。

参考資料２

新　　旧　　対　　照　　表

新

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的等）

第１条　この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第３条並びに へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第５条の２第１項及び第２項並びに第５条の３の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

２　略

（期末手当）

第22条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第22条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第６項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２～６　略

第22条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的等）

第１条　この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第３条並びに へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第５条の２第１項及び第２項並びに第５条の３の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

２　略

（期末手当）

第22条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第22条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第６項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２～６　略

第22条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）・（２）　略

（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第22条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）　略

２　略

３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事

（１）・（２）　略

（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第22条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）　略

２　略

３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事

件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

（２）・（３）　略

４～６　略

件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２）・（３）　略

４～６　略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案について

参考資料３

概要

- ✓ 刑法における刑の種類のうち**「懲役」及び「禁錮」を廃止**し、これらに代えて**「拘禁刑」を創設**すること等を内容とする刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）が**Ｒ７.６.１に施行**
- ✓ 改正法の施行に合わせて、**関連する条例の「懲役」・「禁錮」に係る規定箇所を「拘禁刑」に改める対応が必要**

１　刑法改正の概要

【現行】

	懲役	禁錮
刑期	✓ 無期 ✓ 有期（１月～20年）	✓ 無期 ✓ 有期（１月～20年）
内容	✓ 刑事施設に拘置して所定の**作業**を行わせる	✓ 刑事施設に拘置する

【改正後】

	拘禁刑
刑期	✓ 無期 ✓ 有期（１月～20年）
内容	✓ 刑事施設に拘置する ✓ **改善更生を図る**ため、**必要な作業**を行わせ、**又は必要な指導**を行うことができる

補足【拘禁刑創設の背景】
- ✓ 受刑者の改善更生、再犯防止の重要性の高まり
- ✓ 個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導をベストミックスさせた処遇の実現を図る

２　条例改正の概要

県教委では、「公立学校職員の給与に関する条例」が対象

施行期日：令和７年６月１日

改正箇所

［１］期末･勤勉手当の不支給

・手当の支給日（R6：12月10日）の前日までに離職した職員が、支給日の前日までに拘禁刑（現行：禁錮）以上となった場合は、支給しない。

新	旧
第22条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、（中略）期末手当（中略）は、支給しない。 （３）（中略）基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（中略）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**拘禁刑**以上の刑に処せられたもの	第22条の２　次の各号のいずれかに該する者には、（中略）期末手当（中略）は、支給しない。 （３）（中略）基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（中略）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**禁錮**以上の刑に処せられたもの

［２］期末･勤勉手当の差し止め

・手当の支給日の前日までに離職した職員が、支給日の前日までに逮捕された場合等で、その犯罪行為の法定刑が拘禁刑（現行：禁錮）以上の場合は、差し止めることができる。

新	旧
第22条の３任命権者は、（中略）当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （３）離職した日から当該支給日の前日までの間に、（中略）、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**拘禁刑**以上の刑が定められているもの（中略））をされ、その判決が確定していない場合	第22条の３任命権者は、（中略）当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （３）離職した日から当該支給日の前日までの間に、（中略）、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているもの（中略））をされ、その判決が確定していない場合

※勤勉手当については、第23条の規定により、上記第22条の２、第22条の３の規定を準用